

平成22年度監事監査報告

平成23年7月20日

監事 洲崎 宏夫

監事 三幣 利夫

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、機構と略）は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、第二期中期計画（平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間）の最終年にあたる平成22年度業務を実施した。監事は、機構の平成22年度の業務に関して、以下に述べる監査の方法および監査の重点をもって、監査を実施した。監査結果として、機構では法令等に則った適正かつ効率的、効果的な業務運営が行われていると考える。

平成23年度からは、4年間にわたる第三期中期計画がスタートしていることから、今後とも役職員一丸となって国民の期待に応えた業務運営に取り組んでいく必要がある。

1. 監査の方法

機構の監事監査規程などに定めるところに従い、役員会その他主要会議へ出席すると共に、定期監査等において機構の各部等から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外事務所や国内事務所への実地監査を行い、詳細な検討を行った。また、独立行政法人通則法第38条第2項に規定する財務諸表及び決算報告書については、機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人である、あずさ監査法人から監査報告の説明を受けるなどして、検討を加えた。

2. 監査の重点

（1）法令の順守状況

各種業務は、関係諸法令及び内部規程に従って適正に実施されているか。

（2）中期計画及び年度計画

第二期中期計画や平成22年度年度計画に基づき作成された部門ごとの計画と目標は、適切かつ健全に設定されているか、また各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。

(3) 各種指摘事項への対応

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月）、事業仕分け会議（平成21年11月、22年4月）等で指摘された諸事項への対応が図られているか。

(4) 業務運営の効率化と事務の能率化

各種事業・事務の効率化・能率化が図られているか。

(5) 財務の健全性

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確保されているか。

3. 監査の結果

(1) 平成22年度決算

平成22年度は、収入が運営費交付金、国庫補助金、国及び民間企業等からの受託収入、業務収入等で構成され、決算ベースでは総額366億4,100万円であった。このうち運営費交付金は228億4,500万円で、予算総額の62.3%を占めている。国庫補助金は21億9,700万円（同6.0%）で、大半が中小企業海外展開等支援事業費補助金であった。受託収入は42億3,200万円（同11.5%）でそのうち、34億3,100万円が国からの受託であり、残りの8億100万円が民間等からの受託、また業務収入は69億8,400万円（同19.1%）であった。一方、決算ベースの支出は業務経費が298億8,800万円（同83.9%）、受託経費が39億1,600万円（11.0%）、一般管理費が18億1,000万円（5.1%）の総額356億1,400万円であった。会計監査人である あずさ監査法人からは、機構が提出した貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書等を監査の結果、無限定適正意見の報告がなされており、監事としても同意見である。

(2) 経費の節約と業務の効率化

平成22年度の一般管理費は、老朽化した社宅の改修工事等を行ったため前年度比6.5%増となったが、平成19年度～22年度における年平均で5.8%減となった。また平成22年度の業務経費は、政策ニーズを踏

また各種事業を追加的に実施したため、前年度比6.0%増加したが、19年度～22年度における年平均では3.0%減と、第二期中期目標に定められた効率化目標（一般管理費は年平均で、前年度比3.0%以上の減、業務経費は同1.0%以上の減）を上回る効率化を達成した。今後ともコスト削減意識を持って業務を行う必要がある。

また、運営費交付金と中小企業海外展開等支援事業費補助金等を合わせた国庫予算は、前年度比2.1%減となっているにもかかわらず、その事業成果は定量的にも、定性的にも増大しており、費用対効果の向上が図られている。

なお、財務的には、国の財政負担によらない収入（自己収入）が、22年度は前年度比42億140万円増と大きく増加している。これは上海万博の協賛金収入が大きく伸びたからであり、一過性のものといえる。このため、機構では展示会出展料の見直し等受益者負担の増努力や調査・研究成果物の販売促進努力などを行っているが、今後とも受益者負担増を中心とした自己収入増の努力は継続していく必要がある。

（3）主要業務の実施状況

①対日投資拡大

平成22年度の対日投資案件の発掘・支援件数は、目標（1,200件）を上回る1,240件を達成している。また、外国企業や地方自治体に対する役立ち度も、目標を上回る高い評価を得ている。機構が扱った諸外国からの直接投資案件には、新たな雇用創出や内需、新技術導入による産業高度化、地域活性化などの効果をもたらすもので、具体的には太陽電池、電気自動車、リサイクル等の新エネルギー分野の企業進出、訪日外国人観光客拡大に資する案件（格安航空会社）、大手アパレル小売企業の地域展開等が見られる。

②我が国中小企業等の国際ビジネス支援

平成22年度の輸出商談件数は、繊維（ファッションを含む）、デザイン（地域伝統産品含む）、機械・機器・部品、食品・農水産品を対象に、62,791件と目標である25,000件を大きく上回っている。この理由としては、展示会での商談支援機能を拡大させたこと、経済対策予算によって、年度当初の計画になかった海外展示会への出展やバイヤー招へいなどを追加実施したこと等があげられる。とくに、繊維、デザイン、機械・部品、食品の分野では、海外から一流バイヤー等を日本に招聘し、全国で50回以上の商談会を開き、中小企業者等との間でマッチングを図っている。さ

らに中小企業の関心の高い中国等新興市場において、日用品・家具を中心に、常設展示、商談会、アンテナショップ、インターネット販売など各種ツールを組み合わせたアジアキャラバン事業も初めて実施している。このほか、アジア等への市場開拓ミッションの派遣、海外有望見本市への出展支援、世界各国に配置したコーディネーターによる商談の支援、輸出有望案件支援専門家による一貫支援等を実施しており、利用者の役立ち度はきわめて高い。

一方、中小企業等の新興市場への進出をサポートするためのビジネスミッションを中国、ブラジル、香港等へ派遣したり、注目を集める国・市場の最新情報をセミナーの形で提供したり、知的財産権保護のため、商標等の抜け駆け出願・登録問題で中国当局に働きかけを行うなど、多くの事業を展開しているが、どの事業でも、目標を大きく上回る利用者の役立ち度をあげている。

また、今後の成長分野である環境・省エネルギー、バイオ、ICT（情報通信技術）、インフラ・プラントなどの分野において、海外の有力展示会に参加したり、セミナー・商談会を開くなどして、我が国中小企業等と外国企業との間の技術提携や輸出ビジネスの支援をしているが、その商談件数、利用者役立ち度ともに、目標を上回っている。

③開発途上国との貿易取引拡大

平成22年度は、TICADIV（第4回アフリカ開発会議）のフォローアップとして、アフリカ産品（自然素材化粧品、コーヒー、機能性食品等）の日本での展示会出展支援等を行い、一部商品は日本市場参入を果たしている。また、同じくフォローアップとして、機構の支援で、アフリカ企業29社を含む途上国企業52社が、FOODEX2011（国際食品・飲料展）に出展したが、前年度を上回る商談及び成約見込み成果をあげている。総じて、22年度の途上国との貿易拡大に関する商談件数および利用者の役立ち度は、目標を上回る成果をあげている。

また、機構では日本とアジア諸国（インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア）とのEPA（経済連携協定）合意に基づく各種の産業協力事業を展開しているが、インドネシアの一村一品運動の支援では、工芸品の商品開発指導を行いながら、対日輸出へのきっかけを作っている。

④調査・研究等

平成22年度の調査・研究関連のサービスに対する利用者の役立ち度、外部専門家による研究成果の評価、ウェブサイトへのアクセス件数、論文の

ダウンロード件数など、いずれも目標を上回っている。また、機構に寄せられる中小企業者等からの貿易相談件数は年間96,000件を超えるが、輸出相談を中心に、現地の貿易関連制度、経済情報の提供、具体的ビジネスノウハウのアドバイス等をしており、利用者からは大きな評価を得ている。

他方、機構では各種調査活動の成果を活かして、日・EU、日・コロンビア、日・モンゴルなど日本と諸外国とのEPA締結をにらんだ研究会の開催やTPPに関する情報の提供なども実施し、わが国通商政策に貢献している。また、研究所では日中韓FTAの共同研究、付加価値ベースの貿易に関するWTOとの連携研究、APECと東アジアの地域統合・TPPとの関係を議論する国際シンポの開催など、政策提言や政策立案に資する研究活動に取り組んでいる。

なお、22年度は研究所図書館の資料利用冊数と貿易実務オンライン講座の受講者数がともに目標を下回っている。紙媒体からオンライン化への図書館利用者のニーズ変化の認識や魅力ある新たな講座の開設や営業強化策の実施などが、今後それぞれの事業において求められている。

⑤その他（震災対応）

機構は今回の東日本大震災に対して、震災復興支援臨時対策本部を直ちに設置し、地元企業、業界、自治体等への支援を開始している。とくに国内の輸出検査体制、海外での輸入規制状況等をホームページで情報提供したり、貿易相談のための窓口を開いて、各種の問い合わせ・質問等に対応している。平成23年度に入ってから、風評被害対策のために海外主要都市での説明会開催や被災地の復興のため、被災自治体等の海外展開事業への支援など、機構に対する内外からの期待に応えた事業を実施中である。

（4）各種指摘事項への対応

独立行政法人整理合理化計画、独法の事務・事業の見直しの基本方針、総務省政策評価・独法評価委員会、事業仕分け会議等で指摘された事項を中心に、監査結果をとりまとめてみると、以下のとおり。

i 給与水準の適正化の状況

○22年度の人件費総額は、17年度から始めた給与構造改革に加え、採用抑制、国内外事務所での人員配置の見直し等に加え、急速な円高効果により117億6200万円となり、基準年度の17年度に比べ約19億250万円の減（13.9%減）と、22年度末に17年度比で5%削減するという総人件費改革の

目標を大きく上回る削減となった。

○22年度のラスパイレス指数については、賞与支給率の削減等により、地域・学歴勘案で109.0と前年度比0.6ポイントの減となっており、2年連続で減少している。また、17年度からの推移で見ても、6.0ポイント減と着実な低下傾向を辿っている。

◎引き続きラスパイレス指数の低減に向け、雇用形態や給与形態の多様化など各種の検討を行うことが重要である。

ii 随意契約の見直しを含めた入札・契約の状況

○22年度の随意契約比率は、金額で10.5%、件数で11.4%となり、それぞれの目標値である金額比8.6%、件数比12.1%のうち、金額比は達成できなかった。未達の要因としては、a) APEC開催に伴う政府主催展示会への参画や中小企業の輸出支援のための展示会への多数出展等予定外の随意契約案件が増加してしまったこと、b) 事業の廃止等により企画競争・公募案件が大幅に減少したことや大型の競争入札で落札金額の低い入札が続いたこと等から、随意契約比率算出に際しての母数の金額が小さくなってしまったことなどがあげられる。

一者応札については、件数、競争入札に占める割合ともに、前年度に比べ低下しており、応札者の範囲拡大努力などの効果が現れている。

○契約に関する規程類、事務・審査手続き、監視体制なども整備されており、職員の教育・研修も充実の方向にある。

◎今後は、随意契約見直し計画の達成のため、契約状況の随時把握や計画的な調達実施などに取り組むことが重要である。

iii 保有資産の見直し状況

○独法整理合理化計画で指摘のあった職員住宅の集約化については集約化を完了させ、閉鎖済み職員住宅の現物国庫納付に向け、関係官庁と最終的な協議・調整を行っている。なお、国庫納付予定の江戸川台職員住宅（千葉県流山市）については、被災者（福島県相馬市）向け住宅として1年間無償で流山市に提供中。現在、相馬市の被災者15世帯50名が入居中。

○事業仕分け会議で指摘のあったジェットロ会館は、23年1月末で閉館し、現物国庫納付に向け、関係官庁と最終的な協議・調整を行っている。

○会計検査院や事業仕分け会議で指摘のあった保証金・国債計333億円（これらの運用益で、政策ニーズに沿った事業を実施）の国庫納付については、251億円分は既に納付を行い、残りは国庫納付に向けて預託先や関係官庁と協議・調整を行っている。

◎今後は保有する各種資産の有効活用や費用対効果の検証等に、組織的に取り組むことが重要である。

iv 内部統制の状況

○理事長は、自ら、各種の機会を通じて、法人のミッションを役員に周知徹底するとともに、役員会やアウトカム向上委員会（理事長をヘッドとし、四半期ごとに、業務の実績と評価、業務運営上の課題、サービス利用者からの意見等について、組織横断的な情報共有と対応の検討を行う場）等の場において、業務実施状況の把握や業務改善の指示等内部統制確立に向けてのマネジメントを発揮している。

○リスクマネジメントの観点から、アウトカム向上委員会等で指摘した事項への対応については、検討状況や対応状況の報告が適切に行われている。平成22年度当初に指摘した派遣業務の適正化問題に対しては、理事長のイニシアティブのもと、組織をあげて速やかな対応・改善策をとっている。

○規程整備、本部・アジア経済研究所・内外事務所を通じてのコンプライアンスに関する自己点検の実施、教育・研修への積極的な取り組み等の措置が講じられている。

○会計検査院から指摘のあった事務・経理手続きについては、規程の改正等必要な改善措置をとっている。

◎今後とも、理事長のリーダーシップの下、職員全員が参加して、内部統制の確立に取り組んでいる現在の体制を、保持していくことが重要である。

以上